

大阪市不妊に悩む方への特定治療支援事業 よくあるQ & A

Q 申請はどのタイミングですればいいですか。申請期限はいつですか。

- 一連（各ステージ毎の）の治療が終了してから申請していただくことになります。治療が終了した時とは、妊娠判定を行ったとき、もしくは医学的見地より医師の判断で治療を中断したときのいずれかとなります。
- また、複数回（2回以上）分をまとめて申請することもできます。申請書、受診等証明書、領収書はそれぞれの治療分が必要ですが、それ以外の住民票、戸籍抄本等は、各1部ずつで構いません。
- 令和3年4月1日～令和4年3月31日に終了した治療分についての申請期限を、**令和3年6月30日まで延長します。**

Q 特定不妊治療費助成の申請に必要な書類は何ですか。

- ① 大阪市不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書
 - ② 大阪市不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書（医療機関発行のもの）
 - ③ 住民票（原本（続柄記載）・発行日より3ヶ月以内のもの）
 - ④ 夫婦であることを証する書類（戸籍抄本：原本・発行日より3ヶ月以内のもの※初回申請時のみ）
 - ⑤ 領収書（原本）
※原本照合によりコピー対応可
- 1子ごとの助成回数（助成回数のリセット）とする方は、出産に至った場合、住民票（世帯全員）及び戸籍謄本（全部事項証明）、又は妊娠12週以降に死産に至った場合、死産届の写し等が必要です
 - 事実婚関係の方は、両人の戸籍謄本、住民票、及び「事実婚関係に関する申立書（様式第14号）」が必要です。
 - 新型コロナウイルス感染拡大に伴う特例の対象者として申請される場合は、夫及び妻の所得額を証明する書類が必要です。

Q 領収書は、助成対象となる費用の全てについて添付が必要ですか。

- 治療期間内の助成対象となる費用の合計額が助成金の上限額を超えている場合は、上限額以上の額の領収書を添付いただければ大丈夫です。
【治療ステージB（上限額30万円）のケース】
例1：治療費45万円の場合 30万円を超える領収書
例2：治療費20万円の場合 全ての領収書

Q 大阪市外の医療機関で特定不妊治療を受けたのですが、助成の対象になりますか。

- 病院の所在する都道府県・政令指定都市、中核市の指定を受けている場合は、助成の対象となります。全国の指定医療機関一覧は厚生労働省ホームページに掲載されています。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000047346.html>

大阪市不妊に悩む方への特定治療支援事業 よくあるQ & A

Q 申請金額を書き間違えましたが、訂正印で修正してもいいですか。

- 申請金額の訂正はできません。お手数ですが、書き直していただきますようお願いいたします。

Q 申請してから助成金が振り込まれるまでどのくらいかかりますか。

- 書類の不備等が無ければ申請書受理日から概ね **3 か月後に指定口座への振り込み**を行います。振り込み前に、決定額の通知書を送付します。なお、2月～6月頃まで申請が集中するため、振り込みまでに3か月以上の期間を要する場合がありますのでご了承ください。
- 婚姻後、大阪市内に転入された方については、転入前の自治体に不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成を受けているかどうかの照会が必要なため、さらに時間がかかる場合があります。

Q 43歳以上は対象外とあるが、どの時点で43歳だと申請不可となるのですか。

- 治療開始時点で43歳になっている治療の申請はできません。治療開始時に42歳である場合は、治療終了時点で43歳でも申請可能です。

Q 初回治療開始年齢とは何ですか。

- 初回治療開始年齢とは、初めて助成を受けた治療に対する医師が作成する証明書の治療開始日における妻の年齢となります。それによって、助成を受けられる回数が変わります。
- 治療開始日とは、採卵のための投薬開始日、もしくは以前に行った体外受精または顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植を行うための投薬開始日となります。

Q こどもを出産していれば、助成回数がリセットされると聞いたが、何回助成を受けられますか？

- 助成を受けた後、子を出産又は妊娠12週以降に死産し、次の子を得るために行った治療については、その次の子を得るための治療の初回の開始日時時点の妻の年齢に応じた回数にリセットして助成を受けることができます。
 - ・ 次の子の治療開始した日が40歳未満→6回
 - ・ 次の子の治療開始した日が40歳以上43歳未満→3回
- **過去の助成回数すべてがリセットされるわけではなく、1子ごとに対して通算回数をカウントしますので留意してください。**

Q 新型コロナウイルスの影響により治療開始時の年齢制限が43歳まで助成対象となっていると聞いたが対象になりますか。

- 特例の対象は、令和2年3月31日時点において、妻の年齢が42歳の方（誕生日が昭和52年4月1日～昭和53年3月31日の方）であって、それ以外の方は特例措置の対象となりません。
- ただし、令和2年3月31日時点において、事実婚の方、通算助成回数が上限に達している方、所得の合計額が夫婦合算で730万円を超えている方（令和2年10月1日以降に治療開始している場

大阪市不妊に悩む方への特定治療支援事業 よくあるQ & A

合、所得制限はありません）は特例の対象外となります。

Q 採卵・受精後に胚を凍結し、数か月あけて胚移植を行いました。間があいた治療だが申請できますか。治療ステージはBかC、どちらに該当しますか。

- 【治療ステージB】では、採卵から胚移植までの間隔を1～3周期程度としていますが、これは目安なので、間隔が4周期以上であっても、医師が一連の治療として行っているのであれば【治療ステージB】とみなします。
- ただし、採卵・受精について既に【治療ステージD】で助成金を受けている場合、又は採卵から胚移植までを一連の治療とみなせない場合は、【治療ステージC】になります。

Q 2段階移植として、採卵を2回行い、それぞれ移植しましたが、この場合、2回分の申請ができますか。

- 1回の妊娠を求めた一連の治療となりますので、この場合は1回分の申請となります。